

家族と保険

—N大生殺し事件を素材として—

田村 祐一郎

(流通科学大学教授)

1. はじめに

2002年夏の間、旧文研図書館に週一度の割合で通い、『保険銀行時報』という業界紙のバックナンバーを眺めて一日を過した。同館には明治37年9月17日発行の第200号以降が収蔵されており、そのうち昭和12年の分までを見ることができた。無論、漫然と眺めていたのではなく、戦前の自動車保険事情、関東大震災後の火災保険・地震保険問題、「類似保険」と呼ばれた原始共済の動向、そして保険詐欺一般や放火詐欺など知りたいテーマがいくつかあって、それらに関する記事や論説を探していたのである。

とりわけ保険殺人事件の発生状況を知りたいと思った。それまでに『明治大正保険史料』『昭和生命保険史料』『新聞集成昭和史の証言』などの資料集や保険犯罪を論じたノンフィクションによって、明治の生保導入期から昭和戦前までに発生した保険金殺人事件を28件ほど抽出していた。しかし、いかにも少ない、もっと起きていた筈との思いが強かった。そこで、思い立って時間の一部を割いた結果、約20件を

家族と保険

新たに見つけることができた。「約」という曖昧な言い方をするのは次の二つの理由による。

第一に、事件を知るには報道がほぼ唯一の手掛かりであるが、現在と違いどの新聞も同じ内容の記事を並べていたわけではないから、索引がない限り、そして『読売新聞』を除けば索引はないから、膨大なバックナンバーの山から検出することは不可能に近いということである。また、戦前には約20種程度の業界紙が発行されていたが、保存状態は万全ではなく、利用機会が限られる上欠号が少なくない。さらに、一般的傾向として言えると思うが、保険犯罪は疑惑の段階や逮捕時については比較的こまめに、事件によっては詳しく報道されるが、後報は次第に少なくなり、公判まで追跡されるのはよほどの大事件であって、それほどでない多くの事件は結末が不明であることが多い*。

※『保険日々通信』には、旧植民地からの「支局報」として7件の保険殺人疑惑が報じられていたが、大部分が疑惑の報道で終わっており、本稿では除外した。

第二に、保険犯罪の定義の難しさである。「保険金殺人」といっても、保険金詐取を目的に他人を殺害し、保険金を請求し、犯罪であることが発覚し、そして裁判で有罪になる、という一連のプロセスが証明されて初めて「保険金殺人一件」と数えることができる。

まず、保険金詐取が殺害の唯一あるいは主要な動機であることが保険金殺人といえるために必要な要素であろう。保険金取得が主要動機と目される事件は数多くあるが、当初は保険金目当てと報道された事件が、その後別の動機であったという事例がある。例えば明治39年高知県で、生活苦から不仲になった妻を殺害し保険金を詐取しようとした夫が、妻に気付かれたために破れかぶれで妻を殺害したやけくそ殺人事件が起きている[「保険金目的の殺人犯」『保険銀行時報』明治

家族と保険

39.5.11]。これは保険金殺人に数えるべきであろうか。

なお、保険契約の存在が保険殺人の前提となるが、殺害を思い立って新規に契約し、あるいは保険金額を増額後に殺害する事例もあれば、既契約の存在を「奇貨として」殺害した事例もある。悪質さの点で区別すべきであろうが、本稿ではそこまで立入って論ずることはしていない。

次に実際に殺害したのかそれとも未遂に終わったのかは、当人や社会には重大事であろうが、筆者には保険金詐取の意図をもって犯行を企画したか否かが重要な意味をもつ。つまり、動機と行為の因果関連に主眼を置きたい。

また、保険犯罪と言えるためには保険金請求を実際に行うか、少なくともその意思があったことが証明されなければならない。つまり、詐欺罪もしくは詐欺未遂罪が成立しておらねばならない。

さらに、当然のことであるが、犯罪として発覚しなければならない。これは捜査当局が事件として立件すればはっきりするが、中には唯一回の報道で消えることがある。周りやマスコミが大騒ぎしたあげく警察が取り揚げないこともあれば、戦後のF県警のように執念深く追求し、遂に保険犯罪として有罪に持ち込む事例もある。犯罪統計に記載されないいわゆる「暗数」は、保険犯罪では相当数に上るのではないだろうか。大正10年から昭和3年にかけて4～6人を毒殺したとされる熊本大量殺人疑惑事件では、周辺が騒ぎ立てたために毒殺嫌疑で取調べられたが、最終的に保険金詐取についてのみ懲役一年半の有罪とされ、警察署長が退職を余儀なくされた[『保険日日通信』昭和4.10.10他]。

最後に、裁判で明瞭に保険犯罪として断罪されておれば分りやすい。判決によって有罪が宣告されて初めて保険犯罪として数えることがで

家族と保険

きる。しかし、中には被告が審理中に死亡したり、無罪判決が下ることもある。本稿で取り上げる事件と同じ年に神奈川県で集団放火事件が発生し、実に183名が逮捕拘留された。しかし、予審では約半数が拷問による自白の強制があったとして無罪となり、さらに本審では有罪は僅かに二名に対して宣告されたにすぎないという典型的な冤罪事件で終わった事例がある。

保険犯罪といっても、発生件数の実数の把握は難しい。戦前期について発見した保険犯罪も以上の定義に照らすと数は少なくなる。以下では、単なる疑惑に終わった事件も一応事例として含めている。

2. 戦前の保険犯罪

(1) 一般的印象

保険思想と保険犯罪

戦前の業界紙には「保険思想」という言葉がよく見られる。その意味は、保険の理解といった程度であろうが、しかし、その内実は中々に複雑である。例えば大正2年5月13日付『保険銀行時報』には、「保険犯罪取締の急務」という署名記事があり、「かかる保険犯罪は、保険思想が普及すればするほど増加する」と指摘している。一方、明治28年に粟津清亮は次のように述べた。「翻て我邦に於ける保険事業特に生命保険事業の進行を観察するに、其思想輸入の新近あること其勢力の未だ微弱あること等は固より以て英国に比較すべきにあらずと雖ども、其弊害に至りては業已に其初期を実現せしめて鮮からざる害毒を社会人民に被らしめたるを如何せん」。

つまり、保険そのものの理解は進まず事業基盤も弱い。しかし、保険によって利得を図るとの弊害の方はいち早く定着したというのであ

家族と保険

る。言い換えれば、保険は保障の方法としては理解され難いが、一攫千金を得る賭博的詐欺的方法であることはすぐに会得されたというのである。粟津は「人為的危険」を論じつつ、事業経営において十分にそのことに留意すべきだと強く警告した〔粟津清亮「我国生命保険事業の失態」『保険雑誌』3、明治28.11、『粟津博士論集1』所収〕。

さて、明治初期に保険業が移植されて以来、いやその移植前でさえ「類似保険」と呼ばれた原始的共済を舞台に保険詐欺が発生した。犬の死体を使って共済金を巻き上げた奇抜な事件も起きている〔『朝野新聞』明治17.2.16—『明治大正保険史料』第1編第6類雑、pp.119-21〕。明治24年には、姓名を詐称して終身保険500円を契約し、他人の死体を被保険者と偽って保険金を得ようとしたものがいた〔「大日本生命保険会社に対する訴訟事件裁判宣告」『日本』明治24.12.15—『明治大正保険史料』第2巻第2編、p.94〕。『明治大正保険史料』は明治29年の替え玉詐欺4件を収録している〔「生命保険被保人の狡猾手段」『東京日々』明治29.3.13；「保険金一千百円を詐取す」『時事』明治29.3.31；「生命保険の替え玉」『読売』明治29.10.11；「村長等共謀して保険金を詐取せんとす」『読売』明治29.10.28—以上『明治大正保険史料』第2巻第1編、pp.391-4収録〕。

明治28年には「保険会社競争を為しつつある隙に乗じて会社を誑かして行き廻るいたずら者」が出てきたとして、火災保険会社の「巡回員」と結託した放火詐欺や、生保の替え玉詐欺が紹介された〔「保険会社の危難」『東京日々』明治28.3.16—『明治大正保険史料』第2巻第1編、pp.266-8〕。明治34年粟津清亮は「保険の発達と普及に連れて」既往症隠蔽や替え玉など保険詐欺の多発を警告した〔粟津清亮「生命保険事業経営の困難と其の救済策」『保険雑誌』第69号以下『粟津博士論集2・保険論集』p.178〕。明治36年には妻が死亡したと虚偽の届出

家族と保険

でをして保険会社のみならず村役場も警察も信頼させて保険金を取得したところ、本当に死亡した後に死亡届が受理されず、それゆえ埋葬もできず困惑したという話しもあった[「保険金詐欺奇談」『保険銀行時報』明治39. 7. 13、「保険金詐欺奇談(続聞)」『同』明治39. 7. 20]。村ぐるみの生保詐欺さえあった[川崎貞明「保険詐欺事件」『生命保険経営』4-4, 1932, p. 73]。

これらの事件の犯人たちは恐らく外国の事例を知らなかったであろうから、いわば創意工夫によって保険金詐取を図ったのであろう。その悪知恵には驚嘆の思いがする。

放火事件の頻発

放火詐欺は火災保険の導入後直ぐに起き始め、不況期には放火件数が大幅に増加した。昭和前期の恐慌期に累計で数千件規模の放火事件が起きたと推定される。中には悪知恵の固まりのような事件が起きている。昭和戦前に東京で起きた集団放火事件はその典型例であった。これらは不運にも発覚したから社会の知るところになったが、知られることなく闇から闇へと消えた事件は相当数に上るのであろう。

筆者は各種資料集によって戦前の保険詐欺例を収集してきた。また、別のテーマのために戦前の新聞のマイクロフィルムを見る機会があるが、保険詐欺殊に火災保険詐欺についての報道は相当の頻度で見つけることができる。比較の基準がないためにその多少は論じられないが、率直な印象をいえば「驚くほど多くの」といいたいくなる。事例を探すことに苦勞する必要はなく、マイクロフィルムや縮刷版を眺める手間さえ掛ければ、いくらでも「際限なく」探しだすことができる。しかも、現代の新聞と異なり、どの新聞も同じ内容の記事を載せたわけではないから、中には初めて知った大事件も含まれている。『ドキュメン

家族と保険

ト&データ保険金殺人』[1987]の著者山元泰生氏は「あとがき」で「この犯罪の発生ぶりは筆者の予想をはるかに上回っていた。まるで山いもでも掘るときのように、次から次へとさまざまな事例が出てきた」と述べている。山元氏ほど精力的な探索をしたのでない筆者でさえ同じ感想を抱く。

明治33年『大阪朝日新聞』は、保険詐欺の多発を憂慮した監督官庁の農商務省が保険契約締結に警察官を立ち合わせる案を検討中と伝えた。そして「されど是亦警察官と結託するの弊なき能はされば当局者も慎重の調査を要すべし」と述べている〔「保険契約締結の監督」『大阪朝日』明治33.11.20—『明治大正保険史料』第2巻第1編, p.708〕。実際に昭和前期のデフレ期に放火詐欺の頻発に手を焼いた警察当局は、遂に火災保険調査に乗り出した。昭和9年に『保険日日通信』は次のように報じた〔「中国支局報・警察と火保提携保険金詐欺防止企画」昭和9.11.10〕。「広島市に近年保険金詐欺の放火事件がめっきり増えて来たので警察と火災保険会社とが手を握り犯罪防止につとめようということになり、県刑事課主催で5日午前10時から西署楼上で広島ではじめての火災保険金詐欺防止懇談会を開き、警察幹部とともに「市内の火災保険会社代表者など74名が会合、正午まで種々懇談犯罪防止の対策に頭をひねった」。

翌年に「宮城県玉造郡川渡村に発生した保険金詐取の放火事件は近來にない難事件で犯罪の仕組が非常に複雑して居る点で注目されているが殊に最近は冷害に依る凶作不況に伴って農村の経済状態が極度に逼迫し個人生活に脅威を与えつつある折柄かかる特殊犯罪の発生したことに關し宮城県刑事課では予防警察の見地から火災保険契約を奇貨として保険金詐取の目的から放火する様な犯罪に対しては嚴重監視の必要ありと認め23日県下各警察署長に通牒を發しこの際不相応に多額

家族と保険

の火災保険契約者については観察を厳にし、かかる犯罪を未然に防止する様督励するところもあった」〔「東北支局報」『保険日日通信』昭和10. 2. 28〕。山形県では火災保険について警察当局が調査を開始したが、難航していると伝えた〔「東北支局報」昭和11. 9. 5、「東北支局報」昭和11. 9. 20〕。

因みに、明治中期に道徳的危険への注意を訴えた栗津清亮は、後に小口の月掛け火災保険である動産保険会社の社長に就任した。昭和前期の火災保険詐欺の隆盛は、主として動産保険における超過保険によってもたらされたことが、しばしば司法当局によって警告され、あるいは識者によって批判されていた。栗津清亮は、それに対して放火詐欺の頻発を社会の道徳問題として捉え、社会の道徳水準が向上しない限り放火事件はなくなると主張している。学者としての発言が経営者に就任後に鮮やかに覆ったことは、わが国の保険犯罪を考える上で重要な示唆を提供している。

（２）生命保険関連事件

病歴詐称等

古い業界紙には生命保険について係争の記録が多数収録されている。多くは告知義務に関する判決例であり、その大部分は病歴隠蔽か、または病床にある者を何等かの方法で…主として替え玉を使って…契約した事例である。保険制度とそれに関する法の定着期であったから、裁判の多発は当然であったのかもしれない。契約者側には告知義務はもとより生保契約に不慣れな者が大勢いたであろうし、会社や外務員がきちんと説明したとは考えられない。医師にも随分ひどいのが混ざっていたようで、犯罪に加担した例も多い。しかし、替え玉の場合にも、悪意のない場合から意図的に騙すつもりで企てた者までさまざま

家族と保険

ではなかったか。

保険法のテキストで告知義務違反例としてしばしば引用されるK・J事件(明治37年)は、当初は毒殺事件として警察に拘引され、嫌疑不十分で釈放された事件である。実弟に5社合計8万5千円という巨額の保険金を掛けていた。当時の捜査能力から犯罪事実を立証できなかったのであろう。証拠不十分で不起訴となると民事訴訟が提起され、最終的に契約は有効とされた[『保険銀行時報』明治37. 6. 28～明治41. 6. 6]。昭和10年のN大生殺人事件の保険金が6万6千円で巨額さに世人が驚倒したというが、澤地久江〔1979〕によると、6万余円は昭和50年代早々の価格では約1億円であった。明治37年のK・J事件における8万円は一体どの位になるのであろうか。その点から見ても十分にいかがわしい事件であった。この事件に関する筆者の素朴な印象を言えば、これを担当した裁判官には「生命保険は何のためにあるのか」という基本的な発想が欠如しており、その結果、契約形式の瑣末な不備にのみ目が行ったのでであろう。この種の瑣末な形式論理に拘る審理がこののち無数の保険詐欺事件を誘発したのである。

明治41年に岡山市を舞台にT・Y子事件が起きた。保険金の巨額さによって「謀殺嫌疑事件」といわれたが、刑事事件としては立件されていない[『保険銀行時報』明治41. 4. 20他]。当時、巨額の保険金をつけた契約について毒殺や自殺の疑いから保険会社と揉める事件が続出した。人間関係が現代よりはるかに濃密な当時の社会状況からみれば、胡乱な保険外交員が郡部や小都市を行き交いすれば、直ぐに廻りの者が気付いておかしいと疑われたであろう。それでも数か月間に数社、多いときには10社との間で保険契約が結ばれて合計すれば巨額の保険金となり、揚句に事件が起きているが、保険会社もおかしいと知っていて加入を認めたのでであろうと、記録を見ていて感じたものであ

家族と保険

る。

同じ明治41年の宮城県では、月給178円の銀行員が4社合計1万5000円に加入し、一か月もしないうちに急死したが、その保険料は年間4500円に達した（保険料額は多分誤記であろう）[『保険銀行時報』明治41. 7. 27]。巨額の保険をかけた後、被保険者が死因不詳の状況で死亡する事例は多かったようである。大正4年秋田県の実子にかかる**8万円事件**では契約状況は以下のようであった。被保険者の死亡は第2回保険料の一部の支払期日二日前であった。

明治生命	1万円	大正3年12月
東洋生命	1万円	同年同月
日本生命	1万円	同年同月
国光生命	5千円	4年2月18日
帝国生命	1万円	同年3月
有隣生命	1万円	同年同月
大同生命	3500円	同年同月
横浜生命	1万円	同年同月
第一生命	5千円	同年6月
共済生命	1万円	同年同月30日

本件では、保険契約者が秋田地裁に収監され、一番は無罪判決、大正5年仙台控訴院で懲役2年を宣告された。最高裁は函館控訴院に回付し、同控訴院は大正6年12月10日に無罪判決を下した。殺害ではないとされたため、この後保険金請求訴訟が延々と続き、上告審で決着したのは大正13年半ばのことであった[『保険銀行時報』大正4. 8. 20以下。『保険評論』に記事多数]。

自殺か事故死か不明な事件も多かった。明治40年山形県で起きた2万円の保険金をめぐる**K・K事件**は自殺の疑いがきわめて濃厚とされた

家族と保険

〔「保険金詐取の企図」『保険銀行時報』明治40. 10. 13外〕。明治42年には秋田県で9社合計保険金5万9000円に達する酒造家が死亡し、自殺の嫌疑が持たれた。この保険金は支払われたらしく、嗣子が生命保険に加入したとわざわざ報じられた〔「珍らしき被保険者の死・保険金5万9千円、日清生命の僥倖」『保険銀行時報』明治42. 11. 20外〕。大正2年兵庫県で起きたY事件は、5社合計7万5000円がかけられた僅か一か月後に急死し、死因に疑いがあった上、勤務先の銀行資金を費消していた事実が発覚した。神戸地裁検事局が乗り出すが、遂に不起訴となった。さらに民事訴訟で保険金を受取った被保険者の妻に対し銀行が賠償請求を行った事件で、神戸地裁は妻に対し銀行に保険金を渡すように判示した。同様の事件は富山県でも発生したが、被保険者はかねて「保険会社は小便の検査を為す故イヤなり」と言っていたという。保険は5社6万8千円に達し、契約後半年内に死亡した〔「大阪局報・疑問の病死と生命保険」『保険銀行時報』大正2. 1. 27～「大阪局報・7万5千円事件の余波」大正2. 7. 6〕。こうした多額重複契約者の早期死亡例が続出した時期があった。

昭和前期の恐慌期には放火事件と共に自殺が頻発した。『保険日日通信』〔昭和7. 6. 2〕は「死は軽く負債は重し・保険金詐取の自殺頻出・生存調査の必要重大」と題して、従来ほとんどなかった負債返却のための自殺が増加していると伝えた。さらに同紙〔昭和7. 7. 12〕は、早期死亡の8割は生命保険金詐取を目的とする不正な動機によるもので、仮死線上にいる病人を入れたり、数人で結託して欺く者が多いと述べ、「身分不相応の契約を為すにより一見常識を以て不正加入たるの看破されるものである」が、保険会社側はその調査には「未だ充分な施設なく」、また外交員は後の契約獲得のため保険金支払いに加担する例が多いとして、生保会社のいい加減な経営振りを伝えた。

家族と保険

子供保険

戦前の子供の生命保険事情はよく分らないが、昭和初期に簡易保険が小児保険の導入を図ったときに道徳的危険に注意せよとの意見が出された。例えば『保険日日通信』[昭和3.4.13]は「小児保険の創始」を論じた社説において、三歳以下の小児の保険を窓口扱いで売る危険性を強く警告した。昭和5年に簡易保険の小児保険プランに徴兵保険会社3社が反対論を展開し、道徳的危険を指摘している[『保険日日通信』昭和5.7.22]。「小児保険実施の暁は父母祖父母兄弟姉妹其他扶養義務者が故意に其の義務を怠り不要懈怠の非行又は小児謀殺所謂貰子殺の如き犯罪を誘発する恐なしとせず」と。次のように論じてもいる。昭和2年7月1日から5年6月30日に至る満3カ年間に警視庁管内で起きた小児殺害は、実子326人、貰子183人であった。後者の事件数は25件であるから、「兇行者は常習的に多数の児童を貰い受けて殺害したもので、殺害方法は病死か他殺かの判別が困難な「栄養不良致死」が圧倒的に多かった。被害者の大多数は満1歳までに殺害された。実子殺しの方も出産直後が大部分であった。こうした状況下では、零歳時の加入を認めないことによってある程度は保険金目的の小児殺害を予防できる。簡保当局は加入については窓口主義、支払いについては即刻支払主義であるため、年齢別保険金額制の方法をとり、それがある程度有効だというのが、むしろ加入時の「厳査」が必要ではないか、と指摘された[「小児保険の道徳的危険」『保険日日通信』昭和5.9.14]。

外交員と医師の加担

外務員の不正行為や詐欺事件も夥しく記録されている。明治33年『報知新聞』は保険勧誘員の悪行の数々を列挙した。不良外交員や外交員

家族と保険

の不正行為は止むことがなく、後に制定された「保険販売取締法」は、その名称が麻薬や銃器の「取締」を想起させ、保険販売に不正行為や犯罪的要素が強く混入していたことを示唆するが、とりわけ外務員の販売振りは全般的に見て相当にいい加減であつたらしい。戦前の業界紙には、それにまつわる事故の記事や論説などが数多く収録されている。『保険日日通信』〔昭和4.7.31〕は、弊害除去のために「保険警察を設定せよ」との意見があるが、あくまでも「業界自治制に委ねるべきだ」と主張している。しかし、火災保険業界が超過保険と放火事件の連鎖を断ち切れなかったのと同様に、生保業界も外交員の不品行問題を解決できなかった。同紙は後に〔昭和4.10.8〕アンコウが「一種の提灯をぶら下げて」小魚をおびき寄せる生態を「生物界の詐欺」とよび、外交員のみならず不正文書類を使う生保業界そのものをアンコウになぞらえた。

医師が告知違反や替玉詐欺に関与した事例も少なくない。一例をあげると、『保険特報』〔昭和4.5.28〕のトップ記事は「不良嘱託医の保険金詐取事件・虚偽の診査報状がばれて遂に国光生命が勝訴」というのであった。こうして生保の悪用による利得に目の眩んだ契約者、外務員そして医師がそれぞれ個別にあるいは結託してちょっとした不正から堂々たる詐欺まで無数に犯していたと推測できる。戦前の保険業には、善意ではあるが無智であつたために引き起こされた不正行為から意図的な詐欺行為まで実に多種多様な保険犯罪が生じていた。むろん、その極致は他人を殺害して保険金の取得を狙う保険殺人であった。以下、簡単に戦前におけるこの犯罪について、主要な事件と傾向を概観しておきたい。

(3) 保険金殺人小史

本邦初の保険金殺人事件は、明治25年東京本郷において従兄弟同士の間で発生した毒殺事件であろうか。『読売新聞』[明治25. 11. 22、23]によれば、犯人は従兄弟を毒殺したのち保険金1,000円の詐取を謀って失敗し、故郷の兵庫県但馬国に潜伏中逮捕された。共犯として医師が拘引されたが、これ以上は不明である。粟津清亮は、上の事件に続いて「帝国、仁壽生命保険会社等の被保人[が]夫の為に毒殺されたるの実例数年の間にあり」と指摘した[「生命保険会社と商法修正案」明治31—『保険論集1』所収]、これ以上は分らない。保険金殺人事件として報道されたものの結末が不明の事件が多くある。以下は戦前の事件例であるが、大抵の文献で触れている著名な事件も含まれる。

身代り殺人（明治37年）…明治37年11月に京都府愛宕郡深泥ヶ池で落語家が殺された。犯人は兵庫県揖保郡の大工職人であったが、かれはこの落語家の顔が自分に酷似することに気付き、自分に掛けた保険金を詐取するために殺害に及んだ[『保険銀行時報』明治38. 1. 14]。昭和2年には、こじきを伯父に見せかけて5000円の保険に加入させたあげく、未遂に終わった替え玉事件が起きている[「こじきを犠牲に恐るべき保険魔」『東京朝日夕刊』昭和2. 11. 19外]。身代わり殺人は昭和5年に福井県でも起きている[小西茂1940、pp. 220-1]。

一家五人毒殺事件（大正元年）…明治39年から42年にかけて山形県で郡会議員(41)が妊娠中の妻、実弟、長女、先妻の娘など5名を殺害、1名は未遂という事件を起した。本件における被保険者、契約年月日と保険金額、会社名、殺害日は以下の通り。

家族と保険

末弟(19)	39年1月	紐育生命	5,000円	5月22日毒殺	詐取未遂
妻(33,妊娠中)	39年7月12日	共済生命	5,000円	8月10日毒殺	詐取
次弟(?)	41年8月30日	共済生命	1,500円	12月30日毒殺	詐取
長女(13)	41年12月30日	満歳生命	1,000円		詐取
	42年7月7日	満歳生命	1,000円	7月9日毒殺	
後妻の実弟(22)	42年9月5日	共済生命	5,000円	12月殺害未遂	
織細の娘(18)	45年1月	共済生命	2,500円		
		明治生命	3,000円	1月21日毒殺	

次々に保険に入れては殺すという有り様であった。郡会議員として名士であったために捜査が遅れたと当時の記録にある。しかし、同じ会社が繰り返し加入させているが、警戒心はなかったのであろうか。ちなみに詐取保険金は、共済社2件計6,500円、満歳社1000円、合計7500円、詐取未遂に終わったものは紐育社5000円、共済社2件7,500円、明治社3000円、満歳社1000円、合計16,500円であった。山形地裁で死刑判決を受けている [「恐ろしき保険詐欺—妻子兄弟六人毒殺」『保険銀行時報』明治45. 5. 6、「六名毒殺犯人」『保険銀行時報』大正1. 9. 6、永寿日郎2000, pp. 13-4]。

妻四人怪死事件(大正3年)…和歌山県で印刷業の男(42)の4人目の妻が死亡し、内臓の一部を京大で鑑定したところ砒素が発見された。保険金殺人として逮捕されたが、予審中に死亡した。相続人が保険金請求訴訟を提起したが、毒殺が証明されたため会社側が勝訴した。この妻には12,000円の保険がかけられていた。先妻3人についても死亡のたびに保険金2万円を受け取り、「その都度豊かになった」という [「大阪局報」『保険銀行時報』大正3. 2. 20外]。

家族と保険

戦前の保険殺人の特徴

戦前の保険金殺人の特徴の一つは殺害方法に毒殺が多いことである。収集した事例48件のうち毒殺が26件、約54%を占めた。特に明治大正期には合計23件のうち15件が毒殺であった。昭和に入ると、絞殺刺殺撲殺などの後事故死等に偽装する事件が増えたが、それでも25件中11件は毒殺であった。以下は典型例であろうか。

昭和2年愛媛県で、借金をこしらえた夫を嫌悪し、保険料を外務員に立替払いさせて3000円の保険に入らせ、砒素で毒殺した**夫毒殺事件**がある。本件は地方新聞の疑惑報道によって発覚し、犯人は死刑に処せられた〔「保険魔の女房遂に収容」『大阪朝日』昭和4.5.24、小西1940、pp. 219-20、永寿2000、pp. 17〕。姫路では**実弟二人毒殺事件**が発覚した。39歳の米穀仲買人が昭和2年9月に17歳の末弟を昇永水入り葡萄酒によって毒殺し1万円の保険金を詐取、昭和3年には32歳の酒商の次弟をアトロピンで毒殺し、1万円の保険金を狙ったが、失敗に終わった〔兵庫県警察部刑事課編1937〕。昭和5年高知県では**小学校長妻毒殺事件**がある。遊興による借財があり、3社1万5000円の保険金を狙った。事件は風評聞き込みによって発覚し、墳墓を発掘して砒素による毒殺が明らかになり死刑に処せられた〔「小学校長が愛妻を毒殺す・保険金を詐欺の目的で」『大阪朝日』昭和5.12.27、小西1940、pp. 214-7〕。

もう一つの特徴として数名を殺害する事例が多いことである。複数の被害者数があるとみなされる事件は11件あり、全体の4分の1を占める。うち4人以上が5件あった。十数年間に9名の共犯者が5名を殺害したという事件が秋田県で起きている。余命幾許もない病人を替玉加入させ殺害したというのである。ただし、単なる替え玉詐欺であった可能性が大きいのが、詳細は不明である〔「保険金騙取の殺人」『保

家族と保険

『銀行時報』大正5.3.20)。大正10年から昭和3年にかけて熊本市の男が4～6人を殺害した事件は証拠不十分で不起訴に終り、警察署長が世を騒がせたということで退職した。昭和2年市川市の偽医師が4人殺害の疑惑を抱かれたが、詳細は分らない〔『昭和生命保険史料』2、pp. 822-3〕。

以上は毒殺事件である。毒殺以外では絞殺や撲殺後に強盗事件や事故を偽装した例が16件ほどある。典型例として、名古屋市議員を勤め資産家の婿養子になった男が、大正4年に事業の失敗による使い込みと妻の醜さを嫌悪して殺害、最終的に死刑判決が下された**市議員妻殺害事件**がある〔「保険金詐取の絞殺・前名古屋市議員の犯罪」『銀行時報』大正5.4.6外〕。昭和8年静岡で実弟を射殺後に強盗との格闘中死亡したと偽装した**実弟射殺事件**があった〔小西1940、pp. 213-4〕。昭和11年から12年にかけて東京のレントゲン技師が替え玉を使って3人の女性を保険に加入させた揚句、結核治療に名をかりて毒殺した事件がある。保険金は3人合計で2万9000円に達し、うち1万9500円の詐取に成功した〔「保険魔収容」『東京日々』昭和14.7.25外〕。

以上のように何件かの兇悪な保険金殺人事件が起きているが、極めつけともいえる事件が「保険魔」事件と呼ばれたK・T事件である。まず大正9年に神奈川県で妻を毒殺して保険金詐取に成功すると、大阪に行き『大阪朝日新聞』に秘書募集の広告を出し※、応募してきた青年を東京に伴い、騙して保険に加入させたが、殺害には失敗した。大正10年には先妻の妹で妊娠中の愛人を替え玉を使って被保険者とした後に毒殺した。保険金請求を行うも発覚し遂に死刑判決が下る。しかし、のち恩赦によって無期懲役に減刑された。

※この広告は『大阪朝日新聞』〔大正10.1.15〕「朝日案内」欄で給仕、店員、

家族と保険

外交、外務など各種「人事」の間に挟まれて掲載されている。保険金殺人の獲物を探すとの明白な目的をもって掲載された広告であり、史実として記録しておくのも一興であろう。「秘書役採用東京某会社中卒二五以下独身希望者来談試験後採用 梅田駅前青山館内 松田」。「秘書」は太字で印刷されているが、秘書募集というのは珍しい。「松田」というのは仮名である。

戦後、とくに昭和60年代以降の傾向と比べると、戦前の第三の特徴は、圧倒的に家族内もしくは親族間の犯罪が多く、加害者・被害者の関係が分っている46例のうち37件はこの範疇に入ることである。4件中3件は家族内かそれに近い事件であった。しかも、家族・親族の関係では男による妻もしくは情人の殺害が最多で14件を数える。これも戦後の傾向とは異なる現象である。父親による子殺しが6件、兄による弟殺しが4件である。その他は子による親殺しが2件、妻による夫殺し2件、義母による娘婿殺し2件、従兄弟間1件、複数親族による家族員殺し5件、逆に男による複数親族殺しが1件である。

戦前の保険金殺人事件の平均像としては、男が妻・愛人や子供、弟という家族内の人間を被保険者として生命保険契約を結び、主として毒物によって死亡させる例が最も多く、しかも往々にして複数のものの殺害に至る、あるいはその疑いがあるというものである。男による妻殺害の事件が多いことについて粟津清亮は次のように指摘した〔「保険殺人嫌疑事件の教訓」『保険銀行時報』昭和11.1.1〕。西洋では妻が夫に保険をかけて殺すが、我国では正反対で「夫が被保険者たる妻を殺害して、保険金を詐取せんとする事件が屢々行われた。これ又我国に於ける夫婦関係の伝統的特異性を物語るものであって、東西国民性の相違が窺われる」。なお『保険日日通信』の記事「肉親謀殺嫌疑事件（1）」〔昭和10.12.20〕も粟津のこの指摘を引用している（粟津の執筆？）。本稿の筆者には、この説明が事実を語ることには賛成するが、

家族と保険

その意味はよく分らない。

親族関係以外の犯罪としては、知人や未知の者を殺害した事例5件、債権者対債務者1例〔昭和11年青酸カリ毒殺事件〕、雇い主対雇われ人2件であったが、この最後の事例は、昭和6年に東京で起きた事件で**天才的保険殺人魔事件**として報道された。雇用関係といっても実態は未知の人に近い〔月足一清2001、pp. 251〕。

最後に昭和12年埼玉県で起きた**チフス菌殺人事件**は不思議な事件である。耳鼻科の医師が妻をチフス菌入り菓子を食べさせて毒殺を図るも失敗した。妻を治療した医師らにばれたと思い、計14名にチフス菌入り菓子を贈り、うち3名を殺害した。司法当局は一時謀略を疑ったが、実際は妻を殺して2社計1万5000円の保険金詐取未遂事件が発端であった〔『昭和生命保険史料』第2巻、pp. 817 - 821；永寿日郎2000、pp. 17-8〕。

なお、自殺であったが、殺人事件とされたものがある。昭和6年ある男が別の男に、一旦死亡しても蘇生する薬があると偽り、自ら縊死させ、保険金1万円の詐取を狙った。昭和8年に大審院は、「詐言を以て被害者を錯誤に陥らしめ之をして自殺するの意思なく」死に至らしめたる時は「殺人罪を構成す」と判示した〔『大審院刑事判例集』〕。被害者をあさはかというべきか、それとも加害者を狡猾というべきであろうか〔『昭和生命保険史料』第2巻、pp. 833 - 838〕。

自殺についてはもう一件妙な**自殺強要事件**があった。昭和11年東京に住む植木職の男が毒薬を飲んで自殺した。妙な風評により調べたところ、妻と姉夫婦が自殺を強要したとの「驚くべき事実」が判明した。死んだ男はトラブルに悩み、昭和10年末から自殺を口に始めた。そして姉から5000円をかりて2社合計5万5000円の保険に加入した。姉から半年後に死ぬといって700円を借り、贅沢な生活を始めた。しかし、

家族と保険

そのためにすっかり面白くなって自殺延期を申出たが、姉は早く死ぬと「矢の催促」を行う傍ら「黒紋付を用意して」待った。結局、自殺するが、途中から絡んできた姉の夫が懲役10か月、妻が1年2か月、姉が懲役6か月、失効猶予3年の刑が下っている。[「珍無類の自殺延期・姉の冷罵に負けて渋々服毒」『東京朝日新聞』昭和11.10.1外多数]。

3. N大生殺し事件

(1) 親は子を殺せるか？

事件発生

昭和10年11月3日深夜2時過ぎ、本郷区の民家でN大生が強盗に刺殺されたとの届け出があった。警察は強盗の線で捜査を行ったが手掛かりが掴めず迷宮入り寸前となった。しかし、その後の調べで12月16日に実父と実母、妹の三人が逮捕された。被害者には短期間内に合計66,000円の生命保険が掛けられていたが、実父が警察署に死亡診断書の受け取りに出頭し、保険金額を問われて5000円と答え、「明 [らか] に巨額の保険金を掛けている事を隠すが如き態度を取った」ために短期間内の加入と合わせて「不自然」と疑われた。さらに単身樺太で開業していた病院について火災保険詐欺が疑われた。取り調べは難航し、特に父親は頑強に容疑を否認し続けた。しかし、12月18日被害者の妹が自白し、それを聞いて実母も自供、遂に全貌が明るみに出た。この事件は「怪奇を極め」「謎に満ちた」と評され、マスコミでも大きく取り上げられた。報道や記録は実名で行われているが、以下では実名の引用は避けた。

父親がまず殺害を決意し、「決意と同時に保険金詐取の計算を立て」た。母親には打ち明けなかったが、「保険契約高が五万円に達した時」

家族と保険

保険加入のことだけを母親に話すと「さすが鬼畜にも等しき母親も顔色を変えて夫に詰寄ったので初めて恐るべき計画の全部をぶちまけた」が、遂に夫婦共謀で長男の殺害に一致した。当初は父親が手を下すことになり、樺太に来た長男に梅毒の治療と偽り駆梅新薬を致死量分注射したが、これを怪しんだ看護婦の機転で救われた。母親が「貴方はそそっかしいから駄目です、私がやりましょう」と引き受けた。母親が長男の殺害を決意した動機は父親と息子の「飽くなき乱行」で、父親には情婦がおり、脅迫を受けて手切れ金を支払うほどであった。息子の不行跡を見かねて殺害を決意した母親は「長男を生かして置いてはお前や弟などが困るから…」とあって娘を誘い込んだ。樺太にいた父親は焦って「早くやれ、まだ殺せぬか」という意味の手紙を再三だし、その都度母親は「お父さんは静かにして下さい、若し事がバレてお父さんまで検挙でもされては一家全滅ですからお父さんほどこまでも知らん顔をして下さい」と返事を出している。帰京した長男に飯や柳川鍋に亜砒酸を入れて殺害しようとしたが、飯の時には苦いと言って吐き出し、鍋の時には底に沈殿して失敗した。次に妹がコロッケに毒薬を入れて殺害を謀ったが、被害者はコロッケが嫌いで失敗した。実父と実母による長男殺しは「実に用意周到に親娘の間で共謀して行われたものであったが失敗した毒物混入五回、注射一回と数えて来ると実に七回目に成功してしまった」。

犯行の夜、長男が深夜一時に帰宅すると、母親は妹とともに子供のよくやる「手拭抜き遊び」に事よせて長男の両手を縛り自由を奪い、出刃包丁でいきなり切りつけた。逃げる長男を追って左頸部に止めの一撃を加えた。断末魔の息子は「お母さん、僕が悪かったのです、許して」と言ったという。殺害後母親が父親に報告すると「よくやって呉れた、後が大事だからしっかりしてお呉れ」と励まされた。

実母は実子を殺せるか

当時の捜査課長は「今回の捜査には一日30人の捜査課及び本富士署の刑事が捜査したが、延べ人員にすれば1,350人が日夜寝食を忘れて捜査に従事した。この間、各警察署の司法主任や刑事を本庁に集めて捜査に対する指示を与えるなど、警視庁初まって以来の難解な事件であった」と回想した。捜査当局が実母による実子殺しという事実を信じられなかったことが捜査の壁になった。「真実の親子間にこんな事が行われ得べき事ではないので捜査本部の内輪にも謀殺説が立てられたがまさかとその意見を排して来たのだ、犯罪をめぐる親と子の間に横たわる真実が果たして何者であるかを懸命にあらゆる方法で解剖しつつある最中だ」。捜査が外部犯人説に傾いたことが迷宮入り寸前にまで導いたのである。

昭和10年12月17日付『読売新聞』は、母親を「実子に家督やりたさ・悪鬼となった継母」と書いている。腹を痛めた実のわが子に財産を継承させたいばかりに継子を殺害に及んだと受取った。これなら理解できる、というのであろう。しかし、真相は実母の実子殺しであった。当局が内部犯行説になかなか加担しなかったのも「常識では考えられぬ犯罪」であったからである。12月19日付『東京日々新聞』に掲載された「捜査課長談」に捜査当局の気分がよく伝えられている。

「肉親の親が腹を痛めたわが子を殺したということは、常識では考えられないが、事実は事件の解決となって現れた。それだけにわが国犯罪史上稀有の難事件だといえる。捜査が進んで家庭内の犯行だという事実が現れ出した時に、家に帰って寝ている子供の顔を見ると、人間として出来得ることではないと、どうしても否定されてならなかった。いよいよ事実だという確信を持って、けさ家を出る時、自分を見送ってくれた子供(五つ)を思わず抱きしめ、可愛い子を殺すことが果たして出来るかと大きな疑問を持ちながらも、親子の愛

家族と保険

情を考えて思わず落涙した」。

母親による犯行の自供について『東京日々新聞』〔昭和10.12.19〕は次のように書いた。「焼野のきぎす、夜の鶴、自分の腹を痛めた実子を、しかも高等教育を受けさせてN大歯科三年生まで進級し、実社会にスタートさせるのもここ1、2年の先に見ながら、かかる犯行を敢えてしたことは世界にもその比を見ない冷酷無比な事件で、殊に実父の教唆により実妹と共謀で自宅で惨殺するに至っては、わが国犯罪史上全くその類例を見ざるわが家族愛の放棄であり母性愛への叛逆で、神人相容れぬ戦慄に堪えぬ犯罪である」。

実の親には実の子を殺せないという思いが牢固として抜けない固定観念として捜査当局の頭にあった。今であれば即座に思いつくであろうに。それはともかく、昭和12年7月3日の論告求刑において検事は「凡そ犯罪と言うものは首肯し得られる犯罪動機と言うものがあるのであるが、人倫に反した本件にはそれがない」として、「我国古来の親の愛の美風を万葉集の山上憶良の和歌を引例し滔々と」次のように説いた。「長男は不良ではあったが果たして殺さねばならぬ程の不良であったかは問題である、カフェー、ダンスホール、麻雀クラブ等に入入りし月謝を消費したこのような学生は世上他にも見受ける所で、殺すより他に手段がなかったとも認められぬ。長男が消費したのは月百円は越すまい。被告等が金銭に執着が強かったことは妻の証言によっても知り得る、ただ親が子を殺さねばならないと言う事情については情状酌量すべき例は幾多あるが、本件の如きはかかる事情が認められぬ…被告等は殺すのを目的で保険金をかけ騙取したものである」。

日本の家族制度からは考えられぬ事件である、というのが当時の共通した見方であった。『東京朝日新聞』〔昭和10.12.20〕は「その『純情な娘』が何故にこの大罪を・胸打たれた日大生殺し事件を識者は何

家族と保険

と思うか」と題する記事で三人の知識人の談話を掲載した。その中で女高師教授倉橋惣三氏なる人物は「今回の事件は、たとえ世の中がどんなになっても、親の子に対する気持ちとか愛情ばかりは永久変らぬものと確信していたのに、意外な悲しむべき実例が出て来たわけで誠に残念千番である。「道徳的というよりも、人間の本性として解釈に苦しむ事件で」ある。しかし、悪影響は与えないとの意味で「空前絶後の事件」である。「とにかく輝く母性史の汚点になって残念ではあるが、普遍性がないので他に影響はないと信ずる」と述べた。大竹せい氏談「科学的に検討せよ・絶対に再び起る事件ではありませんが」によれば、「あきれかえった事件ですが、一番大きな原因は母親に理性が足りなかったことです。ふしだらな夫に何等の抗議もせず、子供の行為に対してとやかくいう資格がないし、乱れた家から逃れ出るだけの勇気もない。現に子供に対する偏愛等、すべて理性のないためですが、このことは封建時代の遺物である家族制度の弊害を示していないでしょうか。それにしても、用意周到に計画的に殺そうとしたこと、この間保険をかけたことなどを思いますと、この家は性格破産者の家としか思われません。流行する性質の事件では絶対にありませんが、しかし何が原因か科学的に検討すると同時に、生命保険に対する再検討をする必要があると思います」。

判 決

求刑に当たって検事は「我が美風たる家族制度に一大汚点を残したものととして」父親に死刑、母親に無期懲役、妹に懲役8年を求刑した。昭和12年7月19日、東京地裁では実父に死刑、実母に無期懲役、妹に懲役6年が言渡された。昭和13年6月18日東京控訴院判決では、実父は無期懲役、実母は懲役15年、妹は懲役4年に減刑され、後二者は刑

家族と保険

に服した。唯一上告した実父に対し大審院は昭和13年12月23日上告棄却の判決を下した。その後昭和15年2月11日、紀元2600年の恩赦により実父は懲役20年、実母は懲役11年に減刑された。妹は既にこのときには出獄していた。その後の状況の一端が中川日史〔1959〕に紹介されている。また、澤地久枝〔1979〕は女性史の眼でこの犯罪を復元している。

昭和10年から12年は保険犯罪史上稀に見る時期であった。既述のように、同時期に神奈川県で**集団放火事件**が起き、昭和11年には**自殺強要事件**が、さらにチフス菌を使った**無差別大量殺人**、**チフス菌殺人事件**が起きている。

この時期は、日本に生保が導入されて約半世紀を経た頃である。昭和13年、養子を絞殺後に心臓麻痺に偽装した広島的事件〔小西1940, pp. 218-9〕を最後に、戦時下という事情もあつてか保険犯罪報道は途絶えた。愛国生命医務部長川口輝志博士談として「時局の進展と共に保険詐欺と称せらるるものが其の影を潜め、往年における保険魔の如きは殆ど一場の談柄と化し去った」〔隣保相倚る美風 保険詐欺影を潜む』『生命保険統制会報』第3号、昭和18. 8. 11〕。それ故、このN大生殺害事件は明治から大正を経て昭和戦前に至る保険犯罪史の最後を飾る事件であった。

このN大生殺害事件は報道量からみても圧倒的な量を誇った。ここ数年、様々なテーマで新聞を検索している間に気付いたことであるが、大阪系の新聞は東京で起きた事件についてはよほどの大事件でなければ全く報道しないか、報道しても小さな扱いしかしない。『大阪朝日新聞』〔昭和10. 11. 4〕社会面には「惨！九人斬り・その場で八名絶命・犯人を殺して弟、姿を消す・茨城県下で大家族の悲劇」という、現代であればテレビのワイドショーが連日大騒ぎをするであろう事件が起

家族と保険

きているが*、同紙は簡単に事実のみを報道し、翌11月5日に8人を殺害した兄を殺した弟の自殺を報じたにすぎない。しかし、N大生殺害事件については節目節目でかなり大きな記事で報道している。報道量という点で比べると、N大生殺しへの関心は関西でもよほど大きかったように見受けられる。

※昭和10年11月3日午前2時半過ぎ茨城県鹿島郡で35歳の男が就寝中の父母、妻、弟3人、長男長女、二女の9人に斧で切りつけ長男を除く8人を即死させた。午前3時に帰宅した犯人の弟が犯人を殺して逃走、のち自殺しているのが発見された。昭和の大量殺人事件に名を連ねている。

それだけローカルな事件でなく全国的に重大な事件であるとの認識があったのであろう。東京地裁の公判で弁護人であった太田金次郎は回顧録〔1948〕の冒頭で、「当時二・二六事件、安部定事件と共に昭和の三大殺人事件として騒がれた」と書いている。実際、新聞の報道量だけでなく、公判廷が傍聴希望者で行列ができるほどの関心をひいた事件であった。しかし、今では他の二つの事件に比べてこのN大生殺害事件はすっかり忘れ去れている。

（2）保険の役割

保険をめぐる審理

N大生殺しの解決の発端は、長男を被保険者とし父親を受取人とする多額の保険金が短期間に掛けられたことであった。捜査当局は明治生命に相談されてこの事実気付いた。明治生命も支払拒否の理由がなくなり12月9日支払った。昭和10年12月19日『東京朝日新聞夕刊』は疑問を投げかけた。「6万6千円の詐取は完全に成功したわけである。ではこの金はどこへ行く?」。こうした保険詐欺の時にとられる私訴について解説する。「普通保険金詐欺の場合はその事件が公判に付される

家族と保険

と同時に会社から返還の私訴を附帯提起する、公判決定と同時に払下げを受けるわけだ、勿論三会社共この方法をとる事になるのだが、問題は父親が自白していない事である、受取人が父親であり、父親が関せぬ事件と決れば保険金は当然支払わねばならぬ、6万6千円の行方の興味は予審廷から公判廷へ移って行くわけだ。

新聞論調も当初は「今や怪奇を極むる事件の謎」、「この残虐極まる『家族的集団犯罪』とみたが、やがて「惨殺されたMの生命と引換の66,000円の保険金がこの地獄絵を物凄い血で彩っている」、「公判は惨忍極まる犯罪事件の他に新たに膨大な保険金の行方を繞る興味が加わった」と変った。『東京朝日新聞夕刊』〔昭和10.12.19〕の見出しには「親の愛微塵もなし。“よくやってくれた”妻を賞めた夫・息子惨殺の報告に冷然・胸に保険金描いて」とあり、こうして「事件はいやが上にも社会を衝動した」ために公判には大勢の傍聴人が押し寄せ、判決言渡しの日には「暑熱にもめげず傍聴者が殺到」した。この事件の特徴は、執拗な殺害の試みだけでなく周到に計画されていたこと、その象徴が保険であったこと、そして母親と娘に殺害を実行させて父親は生き延びようとしたことであった。母と娘が潔く罪を認め重刑を願ったのとは対照的に父親は頑強に否認し続けたことが、父親に対する世間の憤激の念を一層強めた。

捜査段階でも公判でも保険が重要なテーマであった。『東京朝日』「怪奇に包まれた」〔昭和10.12.18〕によれば、この事件も「肉親兇行」の嫌疑が深まるが、「事件が複雑且深刻な性質のものだけに」今後の展開は予断を許さず、両親等の検挙後も外部捜査に力を注いでいる。凶器の入手経路のほか「M殺しに出刃を揮った人物」の特定のため「必死の努力」を傾注中と捜査経過を伝えたのち、保険に触れる。父親に対しては「17日は専ら問題の6万6千円の過大加入の点を追究」した。

家族と保険

その取調べは「今後の進展に重大な鍵ともなる」とみなされ、捜査官は「全神経を緊張せしめながら訊問を発し」次のような問答を交わした。捜査官は「全てこの場合に備えた十分な心構えをもって答えられている如き心証」を抱いた。

裁「家計に無理と思われるのに過大な金額を掛けたのは？」 父「いろいろ保険会社から勧誘されたからです」 裁「一体保険というものは一家の支柱にかけて万一の場合に備えるものであるのに息子に掛け父親が受取人になっているのは不合理ではないか？」 父「それ程深く考えてはいませんでした、息子にかけたらと勧められるままに申込んだだけです」 裁「君も保険医をしていたことだし勧告されなくても勝手は十分知っていた筈ではなかったか？」 父「いえ、勧められるままに加入申込みをする気になったまでです」。

同じ日の『読売新聞』は「謎深しN大生肉親殺人事件・解けぬ6万6千円・怪奇呪われた一家・無軌道な父、有閑マダムの母、常識を越えた犯行」と題して次のように伝えた。捜査当局は「莫大な保険を長男一人につけた常識はずれの点を追究して解決の端緒をつかむべく」努めている。しかし、「何故に肉親を殺してまで保険金を獲得せねばならなかったか、またそれを裏書すべき被害者と一家の骨肉相克の実情に就ては何ら当局のうなづくに足るだけの材料を得られない」らしいが、「ともかく当局は一見謎であって謎でない軌道を外れた親子の愛という極めてデリケートな一線を克服することによって事件は解決するものと見て」いた。

昭和12年5月24日、26日、28日の三日間、東京刑事地方裁判所の陪審大法廷で審理が行われた。「保険金6万6千円を巡って骨肉叛逆の怪奇的な場面を展開、一世の視聴を惹いた例のN大生殺し」、「余にも珍しい実子兄殺しの肉親謀殺という事件だけあって」傍聴人が殺到した

家族と保険

〔昭和12年6月3日『保険銀行時報』「N大生殺し公判」〕。

第1回公判—母親の審理—において母親は保険金詐欺目的を否認したが、多額の保険金をかけたことについて遣り取りがあった。裁「そんなに保険金をかけるのは変だとは思わなかったか」母「そう思いまして手紙を出しましたが夫は、かねて“自分も子供の時代に保険をつけておいて貰っていれば楽なのだが”と申していましたのでそうかと思っていました、決して保険をかけて殺すなどと言うことは相談しません」裁「長男にのみ多額の保険をつけたのはどう言う訳か」母「財産とでもなく長男が放蕩者で使い果されては困ると思い…」裁「6万6千円もの保険だと掛金に千円以上も入る筈だが当時の生活状態でそれだけの余裕があったのか」。この「鋭い」質問に答弁は曖昧になったという。

第2回公判—父親の審理—において多額の生命保険に入れた事情が尋ねられた。父親が「長男は肋膜炎、骨膜炎の既往症がありその上花柳病にかかっており、将来彼が業とする歯科医は結核感染の危険性が多く万一を考え加入したので、長男自身の希望も容れて」加入したと主張すると、裁判長は問うた。「第一生命の医師の診断によると長男の体格は甲で5万でも10万でもかけ得るものとなっており、また学生時代には剣道、拳闘などをやり至極健康ではなかったか」。これに対して父親は自分の診察は前の通りと陳述した。また、生活状態に比較して保険料年千八百数十円に達し無理ではなかったとの間には、「保険契約の妥当性を強調し」て保険金詐取の意図を否定した。

第3回公判—妹の審理—でも保険問題に言及された。裁「長男一人にこんな多額の保険をかけることを不審に思わなかったか」妹「保険はいいものだったので別に額が多過ぎるとは思いませんでした」裁「長男はどう思っていたようか」妹「喜んでいる様子でし

家族と保険

た」。

殺害の相談をもちかけられたとき娘は「初めは余り恐ろしい計画に驚いて母に極力反対しましたが、母から説かれて兄さんに犠牲になっていただくことが一家を救う唯一の途だと思い」と答える。裁「どんなに悪いものでも骨肉を分けた兄さんを殺さなくてもよかったのではないか」 妹「その時はただ一途にそう思い込み兄さんが居て一家は滅茶滅茶になると思ったからです。でも保険金欲しさに兄さんに犠牲になって貰ったではありません。…一人が悪いために家族全体が不幸に陥って行く様を見てつづつと母の意見に同意して行った」。再び保険についての問答。裁「保険金をどうして受取りに行くようになったのか」 妹「私は保険金が欲しいではありませんでした。保険会社の方が早く金を受取ってくれと再三申すので拒めばまた却って疑が掛かるとして父が受取りに行くのを拒まなかったのです」 裁「Mを殺したのは保険金のためか一家の不幸を除くためか」 妹「そんな怖いことまでして金が欲しくありません。寧ろ保険が掛けてあったのは残念でした」。

妹は後に長文の「獄中手記」を書くが〔『婦人公論』昭和12. 7, pp. 126-145、「続・獄中手記」『同』昭和12. 9, pp. 112-137〕、末尾で「世間の人は私たちのことをどう考えているでせう」と自問し、「『子殺しの鬼のような母親』また『兄殺しの恐ろしい妹』だと思っていたでせうね」と自分達の立場を認める。しかし続けて「また両親たちのことは『保険金を詐取る為に子供を殺した』と誤認してはいないでしようか」と保険との関連を否定した。次のようにも書く。「今度の事件について世間の人たちをお騒がせしたことは本当に申訳なく、また保険の点についてはどんな誤解も亦どんな嘲笑も私たちは甘んじて受けなければならないのですけれども」と。妹にとって保険を動機とさ

家族と保険

れることは、事件それ自体よりもっと嫌なことであったのだろうか。

澤地久枝「昭和史の女第3回・保険金殺人の母と娘」は、いみじくも『一殺千金』を夢みて」起した事件だといひ、実母の気持ちを推測している。「母親は院長夫人としての立場を、経済的にも絶対に失いたくはなかったであろう。夫の女癖がなおらず、夫婦仲がしっくりゆかぬ状況にあつて、保険金騙取と心配の種である子を消すことが一度にできれば、母親が執着していた生活は確保できる。夫の関心をつよくひきつけることもできる。殺したあとの『喜んでください』云々は、このことと無関係ではない。ある部分は夫婦共謀ながら、どこか母親の一人芝居、独走の感のある肉親殺しにうまく誘いこまれて、後悔する日が妹になかっただろうか」。

世間の見方

『主婦之友』〔昭和11.2, pp. 106-113〕に「座談会・N大生殺し事件の家庭裁判一生みの母と妹が手を下した—その罪はいづれにありや?」が掲載されている。出席者は4人の女性であるが、当時一流の女流知識人であろう。ここでも保険が事件に特異な彩りを添えている。以下、関連部分である。

(評論家) 山田わか「保険さえつけておかなければ、ほんとうに、その突きつめた母心に同情されますのにね」(医学博士) 竹内茂代「いや保険は父親の主張ですよ」(基督教婦人矯風会理事) 森屋東「保険金だけだったら、恐らく娘は手伝わなかつたでせう。母の苦しみを、平常を知ればこそ、思いつめたと私は解釈したい」…山田「どうせ不良の子だ、殺すならばそのついでに保険金を取ってやれという、恐らく如何に現代が唯物的に傾いているか、今がその極点にあるのでせう」(基督教婦人矯風会理事) 久布白落実「その唯物主義の極端に走つたのが

家族と保険

この事件です」…竹内「ここで大きな問題となるのは、この罪を構成した一部分をなすものに、保険会社がありますね。新聞で見ると、被害者の息子に、莫大な保険金がかげられ、しかも、昭和9年6月に明治生命に2万円、同年8月に第一相互に1万円、更に9月に同会社に2万円、10月帝国生命に1万円と、それ以前のと合計すると、6万6千円になるといいます。子供は、被害者以外に、妹や弟があるのに、むごいまでの計画的なものです」守屋「何故かけるときに保険会社で気がつかなかったのでしょうか。しかも同じ年に、同じ会社は何万円もかけたりするのを怪しまないということは、罪を作らせる組織にできているとも思われますね」記者「先日も、神奈川県下の寒村で、大がかりな火災保険の詐欺がありましたね。保険の犯罪って多いですね」竹内「保険というものは、加入のときにはちっともやかましく言わないで、さて支払いとなると、何かと難癖をつけて、難しいことを言います」久布白「保険というものは、相互扶助という美しい社会政策の一部だと敬意を払っていましたが、今度でしみじみ情なくなりました」竹内「これじゃ、一種の投機ですよ」山田「私は、亡くなった主人が保険をかけると申したとき、あなたの身体と交換するような金子なら、欲しくないと、とうとうかけませんでした」守屋「加奈陀サン生命保険会社では、飛行機から墜ちたのには支払はないそうですね」記者「日本でも、自殺は三年以上払い込まないと、払ってくれない会社があります」竹内「あんな事件に保険金を払ったら、今後またどんな犯罪が起るか判りません」。

保険専門家の反論

この座談会には保険業界誌の主筆であった竹森一則が反論を加えた
〔『主婦之友』の保険誣妄記事』『保険銀行時報』昭和11年1月30日〕。

家族と保険

論点は多岐にわたるが、以下抜粋である。

「先ず医博竹内女史の意見であるが、女史は犯罪の一原因に保険会社ありというも、その何故なるかを説かぬのは甚だ不都合で、科学者らしいところがない」。

6万6千円は「それほど多額」でない。ある会社の場合3万円であるが、これを4分利で計算すると1200円、30年の年金にして計算すると約1670円である。「若し子供によって、扶養されることを予想し、そのための保険だとすれば3万円の保険金は、左程役に立つものでもないし、高額のものでもないことがわかつたろう」。3社合計の6万6千円はその倍にすぎない。「若しそれ、その子供が肺病にでも罹って、二三年療養所にでも入ったとしたら、1万円位の金は、直きに消えて了う。3万円の保険金が、中産階級の子弟にとって、決して高額でないこと明白だろう。他方、子供の養育費教育費を「投資」と考えれば、1万円くらい掛かっている。3万円は「超過保険でもなんでもない」。竹森はここでヒューブナーの生命価値論を引用している。

保険会社が契約時になぜ気づかなかつたのかという守屋女史の発言については、それも当然で「常識では保険金欲しさに実子を殺すとは思えぬからだ」と答えている。もし疑えというなら、すべての子供が親に殺されると考えねばならぬ。保険会社が疑わないのは「正当」であるという。複数社との契約で多額になつたが、それを申告しなかつたのは契約者の「罪」であり「会社の罪」ではない。保険会社は加入時には喧しく言わず、保険金支払い時に難癖をつけるというが、今回は「綺麗に」支払っているではないか。保険の犯罪が多いというが、「必ずしも然らずであることは救世軍の仕官で泥棒するものもあつたり、学校の先生必ずしも道徳家でないことで判る。それよりも選挙というものが、犯罪だらけではないか」、などなど一々反駁している。

家族と保険

そして結論として「保険制度の罪でないこと、恰も、病気が生存の原因でないと等しい」。保険に罪をきせることは「愚の骨頂」で、出席者は「保険のホの字も理解」していないではないか。「保険会社よ、名誉のために堂々雑誌社を相手に筆戦舌戦（抗告も可）せよ、而して法廷に訴えよだ」。

（3）解釈

家族制への汚点

このN大生殺しをいかに読み解くべきであろうか。先ず大方の見方は、本件が日本の家族制度に汚点を残したという認識であった。日本の家制度では、家長たる父は家族員に威厳をもって臨み、母は母性愛の発露として慈愛に富み、他の家族員は両親の庇護のもとに家産と家業の繁栄に貢献することを期待された。こうした家族像の中では家族員同士の殺し合いなど考えられず、ましてや両親が子に手をかけることは夢想もされないことであった。こうしたイメージが捜査当局の捜査方針を誤らせたことは既に指摘したし、この類の指摘は当時数多くあった。

『法律新聞』〔4410, 昭和14年5月5日, p. 3〕は「判決特報・N大生殺し上告判決」の前書きで、「凡そ惨虐眼を掩はしむる事件としては、近来これ以上のものはあるまいと思われるのが本件である」という。

「其の手段方法が然るのではない。親は子のために（少なくとも日本の道徳に於ては）死ぬものなのである。政岡が其の子千松を殺し、松王が其の子を我が手に依って死地に導いたのは何れも我子を殺したのであるが、これが今日尚ほ観客の涙をしぼるのは、子の為には命を捨てても惜しくない筈の親が、子を殺さねばならない境地に立った、其の苦境に泣かされるのである。所がこれは親が計画的に然かも久しき

家族と保険

に亘って色々の方法を用い、遂に最後に無惨に殺害したもので、それがナント、保険金を詐取る為にやったらしいのである。そして、父と母と妹と、一家総掛りで手を下しているのは全く我々日本人の、否、人類の本性に反している。母と妹とは公判廷に於て兎に角後悔はしているが、父に至っては上告までして争った。こんな人の心理が我々には理解出来ない」。

弁護士として著名な事件に携わった森長英三郎〔1972、pp. 141-142〕は、捜査検事で第一審立会検事であった野村佐太郎が論告において、親子間の自然の情愛を歌う山上憶良の「しろがねもくがねも玉もなにせむにまされる宝子に如かめやも」を引用したと冒頭で述べ、親が子を思う情は自然の情であるが、明治以後、親子間の慈愛と孝行を尊ぶ儒教道徳から家族制度が作られ、それが天皇制に拡大されたという。こうして「家族制度は旧日本の体制の根幹であり、親の子に対する慈愛は、家族制度の出発点であった」。さらに大陸進取策を取っていた当時の日本にとって人口増大は国是であった。「人口はいくらあっても足りなかった。そこで生めよ、ふやせよで、墮胎は厳罰に処し、避妊の宣伝も国賊扱いにした。人口増殖は日本の国是であった。そしてこのことは中国進攻前後より、さらに強化され、前掲の憶良の歌は国策にそうものとして、広く国民の間に知られるようになっていった。そういうときに起こったのが、N大生殺し事件であって、国民に衝撃を与えた」。

もう一点、親の心奥に潜むエゴイズムが指摘される。現代の眼で見ればいささか惨酷な表現もあるが、一部引用してみる。保険金をとるために父と母とが一緒になって不良のわが子を殺すことは、極端ではあるにしてもこれまでもそれに類することがなかったわけではない。家の借金を払うために娘を芸娼妓に身売りさせることは公然と広く行

家族と保険

われてきた。借金もないのに娘を身売りさせて左団扇をする親たちがあることも知られていた。それほどでなくも子を教育することは投資であると考える親は今でも少なくあるまい。老後に子に面倒をみてもらうために子を育てるものは多いであろう。親の心のなかにはエゴイズムがある。親の心に「時には殺しの心が去来する」こともないわけではなく、「親と子の断絶のはげしい現代においては、殺そうとは思わないまでも、この子が交通事故で死んでくれたらと思うこともあるにちがいない。N大生殺し事件には、親の心の奥に潜むものが露出したという面もあるといえる」。

保険専門家の見方

明治以降の著名な保険学者であり、同時に動産保険会社社長であった粟津清亮〔1936〕は、この事件について「高等の学府に在る青年に対しその実父母実妹が共謀して事を遂げたと云うが如き批評の外なる事件は決して前例を見ない」とし、「子女に対する愛の感情に於て特殊な国民性を有する我々日本人には、あり得べき事としも思わないほどに、それは父性母性同胞性を突破した没人情の没倫理的超悪業である」と述べた。そして保険殺人として扱われるに至った有力な理由は「過大保険」にあるという。生保の過大保険も火災保険の超過保険と同じで、「その過大なるが故に、その超過なるが故に、屢々犯罪を誘発する魅力を有している」。各社とも警戒しているが、しかし、絶対に防止できない。保険会社側の実情と「世道人心の頹廢とが結びついた所に、たまたま保険殺人なる忌わしき事が発生し得るのであるから、仮令一方に於て会社側が絶対に超過保険過大保険を防止し得たとしても、世道人心にして矯正されない限り、即ち道德的倫理的に社会人心が向上しない限り、この種事件のしばしば起るであろう」と警告した。

家族と保険

次に『保険銀行時報』主筆竹森一則は「ネオ・エヂプス・コンプレックス?・実子殺保険金詐取事件の偶感」を書いている〔1936〕。「実父母共謀の保険金詐取を目的とした実子殺し」という「事件が有り得ようとは、人間普通の感情理知等々からして到底想到できるところのものでなかったが」、刑事当局は遂に事件を暴いた。フロイドの心理学で言う「エヂプス・コンプレックス」を思い出し、「刑事当局者の頭の働きの、フロイド以上ではないかと思いついた」。「ところで、このエヂプス伝説と実子殺し保険金詐取事件と何の関係がありとするか。私はライオス〔ギリシャ王〕が身の安全を期して其の子エヂプスを山に棄てた、其の事を取上げんとするものだ。一は身の安全であって、金ではなく、他は金が目的であるから、全く異った事実である。だが、もしフロイド的見解を展開してゆけば、同じになりはしないかというのである。身の安全のために子供を捨てることは、利欲のために子供を殺すと同じではないかといいたいのだ。そんな考え方をしてみたのだ。それで今度の事件はエヂプスの逆である。仍って私は仮りに、ネオ・エヂプス・コンプレックスと名づけてみたわけだ。菅原伝授手習鑑、仙台萩、忠臣蔵も何かを犠牲にしてある観念を貫くが、子や妻子兄弟を犠牲にしておかしいではないか。

竹森は結論として次のように言う。「かくて私は、今度の事件はあるまじきことではあるが、あり得ることであるのだ。だから保険会社も、大いに疑い、疑って然るべきであり、保険金支払に用心すべきだ。だが、第一には保険加入に際して疑うことが先決問題であることを忘れてはいけない。保険をつける時先ず疑えよ。それを疑わずして事件後にだけ疑うは、横着至極である」。どうも保険の専門家は身内に言うときと外部の素人にいうときで言い方が変わるようである。本稿の筆者は戦前の保険関係者の中では、粟津と竹森は最も尊敬に値すると見てい

るが、この事件に対する論評はいただけない。

家族制がもたらしたとの説

大方の論評は、家制度に与えた打撃という観点から問題を捉えていた。これに対して家制度のマイナス面が現れたという視点から論じたのが広津和郎「T一家と家制度」である〔1937〕。広津は「全く日本人には考えられない恐ろしい犯罪」と断じ、「今度の父親のような人物になると、どう考えてもその怒すべき点、同情すべき点、取りどころとすべき点が、一つも見出せないのである。—これは驚くべき事である。われわれの人間に対する理解力の限度を越えて、この人物は残忍酷薄である」。およそいかなる悪人でも同情の余地があるが、この人物には同情の余地さえない「ほんとうの『悪人』」である。広津は日頃は死刑を是認しないが、「この人物の死刑だけは、無理もないと初めて思った程である—こうした男は生かして置く必要は全くない」。

続いてこうした人物を生んだ時代相を語る。「巧みに立ちまわって、今の社会機構の中で、利益を得られるだけ得て、それを見つからないで、口を拭って知らん顔をするのが、利口な人間のする事である」という思想が社会のあらゆるところに浸潤している。見つければ犯罪であつても、見つからねばそれでよいとする思想が流れている。一方、正直な人間を「馬鹿」呼ばわりする。「TKを生み出した時代は、このように何処かにTKを生み出すような空気を、それ自身がやっぱり醸し出している」。

そこへ持ってきて保険である。「この保険ぐらい近代に多くの犯罪を生み出したものは、他にそう沢山はないであろう」。外国と同様に「とうとうわが国でも、この保険が画期的な犯罪を生み出すようになって来たのである」。裁判長は、殺された青年は殺されるほどの不良ではな

家族と保険

く、その程度の不良を殺して「保険金に換えて、一家の経済的安定を計ろうと長い間かかって計画した事は、戦慄すべき犯罪であると共に、日本の家族制度を破壊する憎みても余りあるものである」と述べた。しかし、と広津は論じる、この言葉が当てはまるのは父親だけで、妻や娘が兇行をあえて犯した心の底に「家のため」という観念が隠れていたのではないか。「家のため」「一家のため」という日本独特の観念が、そうした犯行を多少とも是認しようとする心理的理由としてひそんでいたのではないか。

「生きていてもそう望みの持てない長男を亡きものにして、一家の安泰をはかろう（物質的にも精神的にも）というやはり家族制度に対する間違った尊重の念が、この兇行を敢てさせているのではないか」。妻は確かに狂信的であるが、「家のため」という事が何ものをも犠牲にしても差支えないと云った間違った考えを起させるという点に、家族制度という制度が批判されてもいいと思う。娘に至っては益々そうである。家のために兄を亡きものにしようとしたのであるから。一家のために身を売るという思想が一部の若い娘を支配しているが、これも家族制度に対する間違った観念からきている。娘も同じ観念から犯行に及んだのではないか。「わが国の家族制度というものが、それが完全な形で平和に保たれている時には、美しいと云わなければならない」。しかし、一度逆になると悲劇を生む。

広津は結びとして次のように述べる。「日本人には真の意味の個人主義の洗練が足りない。それは利己主義とは凡そ違う。そうではなくて自分をも他人をもほんとうに尊重する事である。それによって、家族制度の中の取るべきものは取り、捨てるべきものは捨てないと、甚だ危険であると思う。この事件に妹がまきこまれた心理の後を見て、私はつくづくそれを思う」。

結 び

この事件は実母が実子を殺害し、しかも保険金が絡むという特異な事件であった。これが史上最初の実母による保険金目当の実子殺しであったかどうかは分らない。しかし、少なくとも明るみに出て大々的に報じられ、世間の多大の注目を集めたという点では、確かに最初の事件であった。

何よりも世人の注目を集め、捜査当局を惑わしたのは、家族制度、とりわけ日本の家制度に対して汚点を残したこと、のみならず保険金という金目当てに実子を殺害したこと、この二点にあった。では、家族制度に対する挑戦であったのだろうか。この点上述の広津和郎の議論が参考になった。

さて、日本の家制度の中では、家長以外の家族員とは何であったのだろうか。たとえば子供の独自性・主体性は認められない。家族員は全て家の存続と繁栄にわが身を捧げることが要求される。それゆえ、家のために必要とあれば、娘が身売りに出される。娘の心身は家のために活用されるべき金銭的な価値をもっていた。昭和7年の新聞各紙の記事を収録した『新聞集成昭和史の証言』第6巻には、娘の身売りが多数収録されている。男の場合にも、女ほど過酷な運命に翻弄されることはないとしても、必要であれば丁稚にだされ、前受け金の分だけ働くことを要求された。

家にとって子息の心身は財産であった。しかし、その財産的価値を実現する方法は限られていた。明治以降、生命保険の登場は子供の潜在的な財産価値を直截に金銭に変える方法を与えた。『保険銀行時報』明治38年3月28日号は「詐欺保険の蔓延」と題する記事で次のように述べている。「詐欺保険は多くの場合に於て一家の当主自ら被保人となら

家族と保険

ず一家に取りて左程必要ならざる子弟をして被保険者たらしめ不相応なる保険契約をなし以て其の野心を遂行せんとするにある」と。同じように、病歴詐称や替玉によって病者を入れたときに不正な利得の取得という意図的行為であったことは確かであるが、健康でさえあれば家に貢献できる子弟が夭折に瀕したときに残せる家産こそ生命保険金ではなかったのか。

この一家の状況を考えてみよう。病院経営に失敗し、一家の経済的基盤は崩壊の危機に瀕していた。火災保険詐欺は成功しなかった。権太の病院を売って東京に移住しても先の見通しは暗いものではなかったか。長男が真面目に勉学に励み、歯科医として成功する見込みがあれば、状況は変わっていた。しかし、どうにもならぬ不良であった。検事がこの程度の不良であれば殺されぬでもよかったと述べたことは、実父母にとって的外れな指摘であったらう。

家制度の持つもう一つの点は、一家のためにならない家族員を排除する仕掛けである。江戸時代には、「勘当」は「主として親子関係を断絶する行為を意味した」が、その「本来の目的は、親の、子に対する懲戒であるが、血族関係に基く連帯責任を避け、また素行不良の子による家産の蕩尽を防ぐことも副次的目的であった」（『日本史大事典』第2巻、平凡社、1993、p. 565）。同じような言葉として「義絶」や「久離」がある。

実母にとって、病院長夫人の地位が重要であったかどうか筆者には分らない。しかし、他の子供に累が及び、一家崩壊の悪夢は強力ではなかったのか。それだからこそ、夫に累の及ばぬように一身で罪を負うことを決意した。娘が一家のために犠牲になってもらおうと述べたとき、保険金のことが全く脳裏になかったとはいえないであろう。この事件は、家制度の持つ一面に沿っていた、と筆者は考える。一家の安

家族と保険

全と繁栄に貢献し得ないどころか、潰しかねない長男は、義絶により取り除かれるべき要素であった。しかし、彼の持つ潜在的価値は保険によって実現できる。単なる義絶よりも、保険金に変わることによってかれは一家の安泰に貢献できる。

たまたま実子だったためにセンセーショナルになったが、明治以降の保険金殺人の何割かは、これと同じ論理によって犯されたと筆者は考える。無論、親や夫や戸主のエゴイズムの要素がより強い事例も数多くあったであろうが。

昭和5年1月28日兵庫県加古郡で、牛を買うために妻子の惨殺を謀った事件があった。38歳の男が妻(33)と娘二人を刺殺し強盗に偽装しようとしたが、殺害に失敗し、次女に犯行をみられたために本人も自らを傷つけ危篤に陥った。動機は牛を買うために妻の生保6000円を狙ったものであった。今や生命保険は、夫にとって妻の生命を牛という財産へ換える仕掛けとなっていたのである。

引用文献

栗津清亮「保険殺人嫌疑事件の教訓」『保険銀行時報』昭和11年1月1

日

同 「我国生命保険事業の失態」『東洋経済新報』5、明治28年12月、『栗津博士論集1』所収

同 「生命保険事業経営の困難と其の救治策」『保険雑誌』第69号以下、『栗津博士論集2』所収

同 「生命保険会社と商法修正案」明治31、『栗津保険論集1』所収

川崎貞明「保険詐欺事件」『生命保険経営』4-4、昭和7年

山元泰生『ドキュメント&データ保険金殺人』時事通信社、昭和62年

家族と保険

- 「二大保険犯罪・息子殺しと放火団」『保険銀行時報』昭和11年1月16日
- 竹森一則「ネオ・エジプス・コンプレックス?・実子殺保険金詐取事件の偶感」『保険銀行時報』昭和11年1月23日
- 同 『『主婦之友』の保険誣妄記事』『保険銀行時報』昭和11年1月30日
- 「座談会・N大生殺し事件の家庭裁判-生みの母と妹が手を下した-その罪はいつれにありや?」『主婦之友』昭和11年2月号、pp. 106-113
- 兵庫県警察部刑事課編『明治大正昭和探偵秘話捜査と防犯』昭和12年
- 「日大生殺し公判・6万円を巡る肉親謀殺事件」『保険銀行時報』昭和12年6月3日
- 「肉親謀殺嫌疑事件(1)」『保険日日通信』昭和10年12月20日
- 「TE獄中手記」『婦人公論』昭和12年7月号、pp. 126-145; 「続・TE獄中手記」『同』昭和12年9月号、pp. 112-137
- 嶋中雄作「僕の頁・E子の場合」『婦人公論』昭和12年7月号、pp. 146-147
- 「TH獄中手記」『婦人公論』昭和12年9月号、pp. 138-139
- 広津和夫「T一家と家族制度」『婦人公論』昭和12年9月号、pp. 140-144
- 「読者はTEを如何に裁くか!」『婦人公論』昭和12年9月号、pp. 146-150
- 望月敏江「教育は人間をつくるか」『婦人公論』昭和12年9月号、pp. 151-153
- 小西 茂『生命保険及火災保険と犯罪の研究』昭和15年、pp. 206-11
- 太田金次郎「十、肉親謀殺のN大生殺し事件(昭和10年)-実の肉親を何故殺さねばならなかったか-」『昭和の著名犯罪秘話-弁護二十年』昭和23年
- 森長英三郎「N大生殺し事件」『史談裁判』第3集、昭和47年、日本評

家族と保険

- 論社、pp. 219-226 ; 『新編史談裁判』(4)、日評選書、昭和59年、
日本評論社、pp. 141-148
- 中川日史「救い(昭和34年1月)」『いのちの四季』筑摩書房、昭和47
年、pp. 90-96所収
- 澤地久枝「昭和史の女第3回・保険金殺人の母と娘」『文芸春秋』昭和
54年7月号、pp. 318-334
- 室伏哲郎『保険金殺人-心の商品化』世界書院、平成12年、p. 251
- 月足一清『生命保険犯罪』東洋経済新報社、平成13年、pp. 47-50
- 「最高裁判決文」『大審院刑事判例集』第17巻、p. 980以下
- 「判決特報・N大生殺し上告判決」『法律新聞』第4410号、昭和14年5
月5日、pp. 3-16
- 『昭和生命保険史料』第2巻・初期(2)、生命保険協会、pp. 792-812
- 入江徳郎外編『新聞集成昭和史の証言』全20巻、本邦書籍(株)、昭和58
年～昭和63年
- 『昭和ニュース事典V』毎日コミュニケーションズ、平成4年
- 『日本史大事典』第2巻、平凡社、平成5年
- 『明治大正保険史料』生命保険会社協会、昭和8年